

令和8・9年度 会津若松市スポーツ推進委員募集要項

(令和7年12月19日決裁)

この要項は、会津若松市スポーツ推進委員の募集に関し、必要な事項を定めるものです。

1 スポーツ推進委員の職務

- スポーツ推進委員は、本市におけるスポーツの推進のため次の職務を行う。
- (1) スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと。
 - (2) 市民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。
 - (3) 市民のスポーツ活動の促進のため組織の育成を図ること。
 - (4) 学校公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。
 - (5) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し、求めに応じ協力すること。
 - (6) 市民のスポーツに対する理解を深めること。
 - (7) その他市民のスポーツの推進のための指導助言を行うこと。

2 身分等

- (1) 身分 非常勤特別職員
- (2) 任期 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで
- (3) 報酬 年額 23,200円
- (4) 定数 40名

3 応募資格・条件

次のすべての要件を満たす者

- (1) 会津若松市内に住所を有していること
- (2) 原則として、年齢が令和8年4月1日現在、満18歳以上であること
- (3) 職務に対して、ボランティア精神と熱意をもって活動できる者
- (4) 次のいずれにも該当しない者
 - ア 拘禁刑(令和7年5月31日以前は禁固)以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 国又は地方公共団体において、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - エ 会津若松市暴力団排除条例第2条に規定される者や反社会的勢力に関わりのある者

4 選考方法

(1)市民公募

公募によるスポーツ推進委員希望者は、「申込書」及び「レポート」を基に、面接（15分程度）を行い、提出書類と面接の総合判定により選定します。なお、面接は令和8年2月中旬から下旬を予定しています。面接日時及び選考結果については、後日、応募者全員に通知します。

(2)委嘱期間終了予定者（推進委員継続希望者）

会津若松市スポーツ推進委員委嘱期間満了後、引き続き委員継続を希望する者は、意思確認書を提出し、継続候補者として選考を行います。なお、選考結果については、後日、提出者全員に通知します。

(3)市スポーツ協会加盟団体からの推薦

市主催大会等関連競技団体及び各地区体育連盟からの推薦による候補者は、推薦書を基に選考を行います。なお、選考結果については、後日、推薦団体を通して、候補者全員に通知します。

(4)その他

上記(1)から(3)に定めるもののほか、スポーツ推進委員として適切であると認められる候補者に関しては、会津若松市教育委員会が別途定めることとします。

5 応募方法

(1)市民公募

「令和8・9年度会津若松市スポーツ推進委員申込書（様式1）」及び「レポート様式2」に必要事項を記入し、文化スポーツ課窓口又は郵送により提出する。

(2)委嘱期間終了予定者（推進委員継続希望者）

「会津若松市スポーツ推進委員継続意思確認書（様式3）」に必要事項を記入し、文化スポーツ課窓口又は郵送により提出する。

(3)市スポーツ協会加盟団体からの推薦

「令和8・9年度会津若松市スポーツ推進委員候補者推薦書（様式4）」及び「令和8・9年度会津若松市スポーツ推進委員候補者活動時間申告書（様式5）」に必要事項を記入し、文化スポーツ課窓口又は郵送により提出する。

6 応募締切

令和8年1月30日（金）午後5時必着